

## 第 232 回：電子帳簿保存法（通称「電帳法」）とその対応

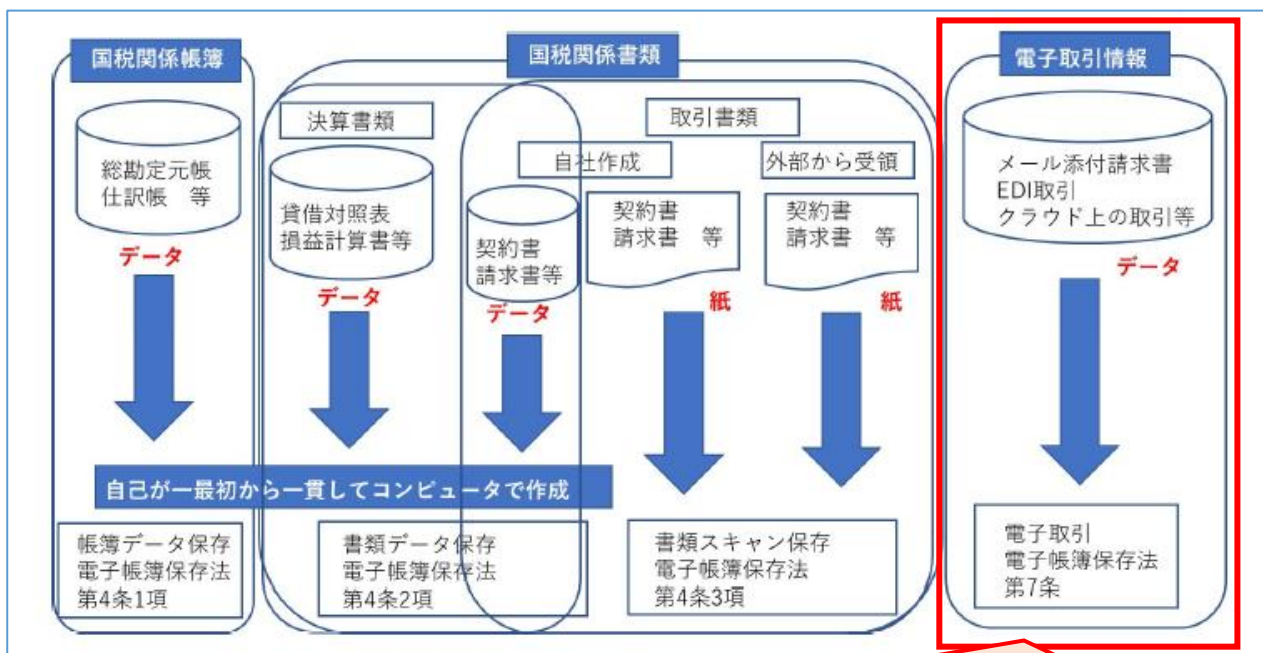
電子帳簿保存法とは、会計ソフトを使って作成した帳簿や、紙で受け取ったり、取引先とデータでやり取りした請求書・領収証などをデータで保存しておく方法を定めた法律です。

電子帳簿保存法の改正により、2024（令和 6）年 1 月 1 日から一部書類をデータで保存することが義務化されました。

今回は、データ保存が義務化された範囲と、お客様に対応していただく内容について取り上げます。

### ■電子帳簿保存法における書類の分類と義務化の範囲

電子帳簿保存法では、下図のように書類を分類しています。



**※ここだけデータ保存が義務化！！**

（手渡したり、郵送したりした）紙で発行された以外の請求書・領収証（※）のみが対象です！

2024（令和 6）年 1 月 1 日から赤枠の部分のみ、データ保存が義務化されました。

また、受け取った請求書・領収証だけでなく、送った（発行した）請求書・領収証もデータでの保存が必要です。

ただし、赤枠内に該当する請求書・領収証でも、紙での保管が禁止されたわけではありません。また、あくまでもデータでやり取りした書類のデータでの保存が義務化されただけであり、紙でやり取りしたものをデータ化しなければならないわけではありません。

※図中・本文中では「請求書・領収証」のみを記載しておりますが、紙でやり取りした場合に保存が必要な書類（注文書・契約書・領収証・見積書・請求書など）全てが対象です。

## ■お客様にて対応が必要な内容

上記の義務化に伴い、お客様には下記のご準備をしていただく必要があります。

- ① PC・操作説明書などの備付け
- ② 検索ができるようにしておくこと  
(ただし、2期前の課税売上高が5,000万円以下の法人・個人事業主、または「電子取引データを印刷して日付及び取引先ごとに整理されている方」は不要)
- ③ 不当な訂正削除の防止に関する事務処理規程を作成・遵守運用すること

## ■準備が間に合わない場合は

「繁忙期や人手不足で事務処理規程の準備なんて間に合っていない！」  
そんな場合は、まず、猶予措置の条件を満たせるように準備をしましょう。

### 猶予措置の条件

- ① 電子取引データを保存することができなかったことについて、所轄税務署長が相当の理由があると認める場合  
(事前申請は不要。人手不足、システム整備が間に合わない、資金不足などは理由になります。)
- ② 税務調査などの際に
  - ・ 電子取引データのダウンロード
  - ・ 電子取引データを印刷した書面の提示・提出に応じることができるようにしている場合

とはいえ、上記は猶予措置の条件です。現在、国税庁にも事務処理規程のサンプルが公開されていますので、業務実態に即して事務処理規程を作成・運用されることをおすすめいたします。

(国税庁) 電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規程

<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/0021006-031.htm>

ご不明な点・ご質問等がございましたら、当事務所までいつでもご相談ください！